

キーワード① 森林破壊された土地で生産されたコモディティの輸入禁止

- 「EUの消費が森林資源の枯渇（森林減少と森林劣化）に与える影響を低減することを目指す」ための義務的なデューデリジェンスの実施を行うEUDR規則（森林DD規則）が検討されている
- 対象製品をEU・EEA市場へ配置又はEU・EEA市場から輸出する事業者は、要件を満たさない限り、罰則の対象となる。
- 目的は以下の2つ。
 - ①欧州グリーン・ディールの一環として温室効果ガスの排出及び生物多様性の喪失を減らすこと
 - ②森林生態系に依存する地域住民の生活の保護

施行日が2023年6月であると仮定した場合の暫定スケジュール

2019年7月23日	●コミュニケーション文書「世界の森林の保護及び回復に向けたEU行動の強化」を公表 「森林破壊のないサプライチェーンの共通理解のための需要側への追加的な規制」に関して言及
2020年9月3日～12月10日	●パブリックコンサルテーションを実施 圧倒的多数の利害関係者（企業団体やNGO）がデューデリジェンス義務化を支持
2021年11月21日	●欧州委員会環境総局（DG ENV）が欧州委員会が規則案公表
2022年6月28日	●EU理事会が「森林破壊防止を目的としたデューデリジェンス義務化規則」修正案（一般教書アプローチ）」を採択
2022年9月12日	●欧州議会本会議で、欧州議会の修正案として決議
2022年12月6日	●それぞれの立場による三者協議の結果、政治合意に至る
2023年5～6月頃	●官報へ掲載される＋掲載日から20日後に施行される
2024年6月まで（施行日から1年以内）	●レビュー・影響評価を実施。（他の森林地帯への適用拡大を検討）
2024年11～12月頃（施行日から18か月後）	●規則の適用開始（一部条項を除く。2020年12月31日以前に設立された零細企業・小規模企業を除く）
2025年6月まで（施行日から2年以内）	●レビューを実施（他の生態系・品目の拡大・対象製品の修正/拡大の検討、消費の変化の把握、金融機関の義務の規定を検討）
2025年5～6月頃（施行日から24か月後）	●2020年12月31日以前に設立された零細企業・小規模企業への規則の適用開始
2028年6月まで（施行日から5年以内）	●規則のレビューを実施（第三国及びサプライチェーン上のステークホルダーへの影響評価、森林劣化の定義拡大、チェック機能の有効性）

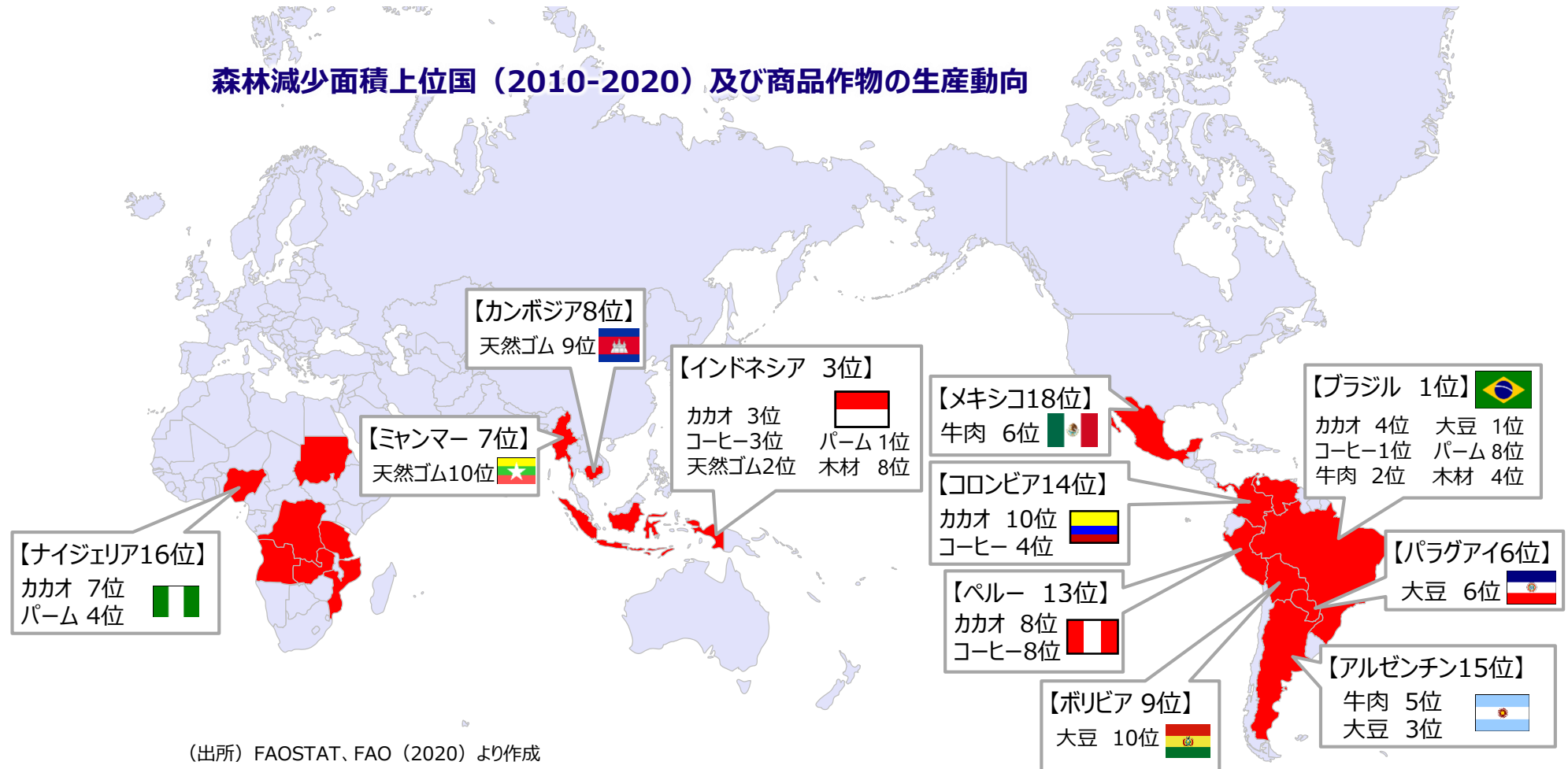
約1年で三者合意。
特にEU理事会、欧州議会は譲歩。
規則の成立を優先しており、今後も論点は残されている。

2022年12月のウェブ公開情報を基に作成。

(参考) 森林デューデリジェンス規則導入の政策的背景

- 熱帯地域では、カカオ、コーヒー、パームの主要な生産国が集中しており、南米では木材、大豆、牛肉の生産、東南アジアでは天然ゴムの生産が行われている。森林減少や森林劣化の主要な原因が、商品作物生産のための農地拡大がある
- EUでは、域内の消費者が商品作物の購入を通じて、森林減少や森林劣化に寄与しないようにするための規制を検討

森林減少面積上位国（2010-2020）及び商品作物の生産動向



(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) とは

- 牛関連製品、木材製品、パーム油製品、大豆製品、カカオ製品、コーヒー製品、天然ゴム製品の7品目について、「EUの消費が森林資源の枯渇（森林減少と森林劣化）に与える影響を低減することを目指す」ための義務的なデューデリジェンスの実施を行うもの
- 対象品目をEU市場に輸入* /EUから輸出する事業者は、要件を満たさない限り、罰金等の対象となる
- 「規則」のため、EUの加盟国及びEU加盟国の企業や国民に対して直接規制をかけるものとなる
- 目的は以下の2つ
 - ① 欧州グリーン・ディールの一環として温室効果ガスの排出及び生物多様性の喪失を減らすこと
 - ② 森林生態系に依存する地域住民の生活の保護

EU木材規則 (EUTR) 2013.3～

- 違法伐採木材のEU域内市場への配置（輸入）禁止
- 違法伐採木材が出荷されるリスクを最低限に抑えるために、体系的な手続きおよび措置の枠組(デューデリジェンスシステム、Due Diligence System: DDS)を用いて、しかるべき注意を払うこと
- 使用するデューデリジェンスシステムを管理し、定期的に評価すること

森林デューデリジェンス規則 (EUDR) 2023.6～

- 2020年末以降の森林破壊をもたらした農地の拡大について、当該農地で生産された対象品目のEU域内市場への配置（輸入）禁止
- 当該農地で生産された対象品目が出荷されるリスクを最低限に抑えるために、義務的なデューデリジェンスの実施を行うもの
- 使用するデューデリジェンスシステムを管理し、定期的に評価すること

(出所) EU理事会規則案より作成

*EU市場で輸出入：「市場への配置（欧州域内市場で最初に商品作物や製品を最初に利用可能とすること）」または「EUから輸出」について、簡便に示すために使用しております。正式な用語ではないことにご留意ください。

(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) のポイント①

対象品目

EU域内で最も関連性があり、貿易価格における政策介入が最も効果的な7品目が対象

牛関連製品、木材製品、パーム油製品、大豆製品、カカオ製品、コーヒー製品、天然ゴム製品

※規則施行後2年以内に、「とうもろこし」を対象品目化するか、議論する予定

対象製品

- 対象品目または原材料とする製品はCNコードで定められている
- 対象品目の中でも、規制の対象製品から除外されているものもある
- 規則施行後2年以内に、対象製品の修正・追加にかかる議論が実施される

※バイオ燃料（HSコード：382600）に関しては継続検討

対象品目及び対象製品の要件

① 森林破壊のない（deforestation-free）の品目及び製品であること

- ✓ 対象品目を原材料または飼料に使用した製品であり、対象品目が基準年以降に森林減少の対象となっていない土地で生産されたもの。
- ✓ 木材製品の場合は、基準年以降に森林劣化を伴わない森林から伐採された木材を使用したもの
- ✓ 基準年は2021年1月1日とする

② 「生産国の関連法規」に基づいて、生産・収穫・伐採・肥育等が実施されていること

- ✓ 土地の所有権
- ✓ 環境保護権
- ✓ 森林関係の規則（木材の場合は保全を含む）
- ✓ 第三者の権利
- ✓ 労働権
- ✓ 国際法に準拠した人権
- ✓ 先住民族の権利に関する国連宣言を含むFPIC権利（自由意志による、事前の、十分な情報を得た上で同意する、または同意しない権利）
- ✓ 租税、腐敗防止、貿易、関税規制

(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) のポイント②

対象事業者

■ EU市場で輸出入をする事業者

- ✓ 加工、消費者への提供、事業での使用を含む
- ✓ オンライン販売も含まれる

■ 第三国（EU以外）で設立された企業がEU市場で輸出入をする場合、EU域内で最初に対象製品を購入する事業者

*EU市場で輸出入：「市場への配置（欧州域内市場で最初に商品作物や製品を最初に利用可能とすること）」または「EUから輸出」について、簡便に示すために使用しております。正式な用語ではないことにご留意ください。

違反した場合の対応

■ 加盟国が個別に定める

- 罰金：前会計年度における年間総売上高の4%を上限とする
- 不適合製品の没収
- 不適合製品により得た利益の没収
- 最大1年間の、公共調達プロセスおよび公共資金調達への制限
- 重大又は反復した違反の場合は、関連製品の取扱い（市場への導入及び輸出）を一時的に禁止する
- 重大又は反復した違反の場合は、簡易なデューデリ手続きの禁止

■ 欧州委員会は、不遵守の認定から30日以内に、法人名、判断日、違反行為の概要、罰則の概要をウェブサイトで公表

事業者の対応

※中小企業の場合は例外あり

① EU市場で輸出入する前に、デューデリジェンスを行い、要件を満たしているか確認

- ✓ 要件を満たしていない場合、デューデリジェンスを実施した結果要件を満たしていないと分かった場合はEU市場で輸出入は不可

② 所管官庁（各加盟国が決定）へ、デューデリジェンスステートメントの提出

- ✓ 提出により、製品が要件を満たしていることに関する責任を負う
- ✓ 情報システムでの利用可能日から5年間、記録を保管する必要がある。

※ 要件に適さないと後から知った際は、所管官庁及び製品を提供した事業者へ報告する必要がある

※ 輸出の場合は、輸出先国の所管官庁に報告する必要がある

（出所）EU理事会規則案より作成